

雲仙市お見合いシステム登録促進補助金交付要綱

令和元年6月13日
雲仙市告示第18号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市の人口減少対策の一環として、定住人口の増加に資するとともに、出生数の改善に向け婚姻数の増加を図るため、長崎県婚活サポートセンターが運営するお見合いシステム（以下「システム」という。）に登録する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に1年以上住所を有する独身の者
- (2) 平成31年4月1日以後システムに登録し、登録から1年を経過していない者
- (3) システム登録時の年齢が20歳以上42歳未満の者
- (4) 雲仙市婚活支援「幸せ運ぶメールマガジン」に登録している者

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 現に有効期間内であるシステム登録に関する費用の一部又は全部について、既に補助金等（市以外の団体等からの補助金等を含む。）の交付を受けている場合
- (2) 補助対象者又はその者と同じ住宅に居住している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者である場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、長崎県婚活サポートセンターが定めるシステムへの登録料に相当する額とし、1度の登録につき1万円を限度とする。

(交付申請、実績報告及び交付請求)

第4条 補助金の交付については、規則第17条の規定により、規則第3条の規定にかかわらず、同条の手続を省略して行うものとする。

2 補助金の交付については、規則第17条の規定により、規則第9条及び第12条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合して行うものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雲仙市お見合いシステム登録促進補助金実績報告書兼交付請求書（様式第1号）に、規則第9条第3号に規定する書類として次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、同条ただし書の規定により、同条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、省略するものとする。

- (1) 住民票抄本
- (2) システム登録後に発行される会員登録証の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）

(4) 雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の未納がない証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、申請者は、雲仙市お見合いシステム登録促進補助金の交付に係る調査承諾書（様式第3号）を提出することをもって、前項第1号及び第4号に規定する書類の添付に代えることができるものとする。

5 第3項の実績報告書兼交付請求書は、規則第18条の規定により、規則第9条及び第12条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（補助金の交付制限）

第5条 申請者及びその者と同一の住宅に居住している者に、雲仙市税の未納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

（交付決定及び額の確定）

第6条 補助金の交付については、規則第17条の規定により、規則第5条及び第10条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合して行うものとする。

2 市長は、申請者が補助対象者であると認めるときは、補助金の交付及び額を決定し、雲仙市お見合いシステム登録促進補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の交付決定通知書及び交付額確定通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条及び第10条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（補助金の決定の取消し）

第7条 市長は、補助金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 規則第13条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するとき。

(2) 第2条第2項各号に規定する要件に該当するとき。

(3) 長崎県婚活サポートセンターお見合いシステム会員利用規約に規定された禁止事項に該当する等により、システムへの登録を抹消されたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。